

第 3 期 久留米市地域福祉計画骨子（案）

第 6 次 久留米市地域福祉活動計画骨子（案）

久留米市

久留米市社会福祉協議会

## 目次

### 第1章 総論

- 1. 計画策定の趣旨 . . . . . P
- 2. 計画の位置づけ . . . . . P
- 3. 計画期間 . . . . . P
- 4. 計画策定の体制 . . . . . P

### 第2章 計画策定の背景（成果と課題）

- 1. 本市の状況 . . . . . P
- 2. 社会状況の変化と「地域共生社会の実現」 . . . . . P
- 3. 国の対応状況等 . . . . . P

### 第3章 基本理念等

- 1. 基本理念 . . . . . P
- 2. 基本的な方向性 . . . . . P
- 3. 取組の方向性 . . . . . P

### 第4章 目標達成のための取組

. . . . . P

### 第5章 計画の推進と進行管理

- 1. 計画の推進体制 . . . . . P
- 2. 計画の進行管理 . . . . . P

## 第1章 総論

### 1. 計画策定の趣旨

- 久留米市では、平成23年度（2011年度）に「第2期久留米市地域福祉計画」を、久留米市社会福祉協議会では、平成24年度（2012年度）に「第5次久留米市地域福祉活動計画」を策定し、ともに『「こころ」あふれる支え合いのまち くるめ』を基本理念として、市民や関係団体等と協働し、地域福祉を推進してきた。
- 地域福祉を取り巻く環境の変化や新たなニーズの顕在化を踏まえ、これらに対応する取組をより一層充実させていくため、国の動向も踏まえ、新たな計画を策定する。

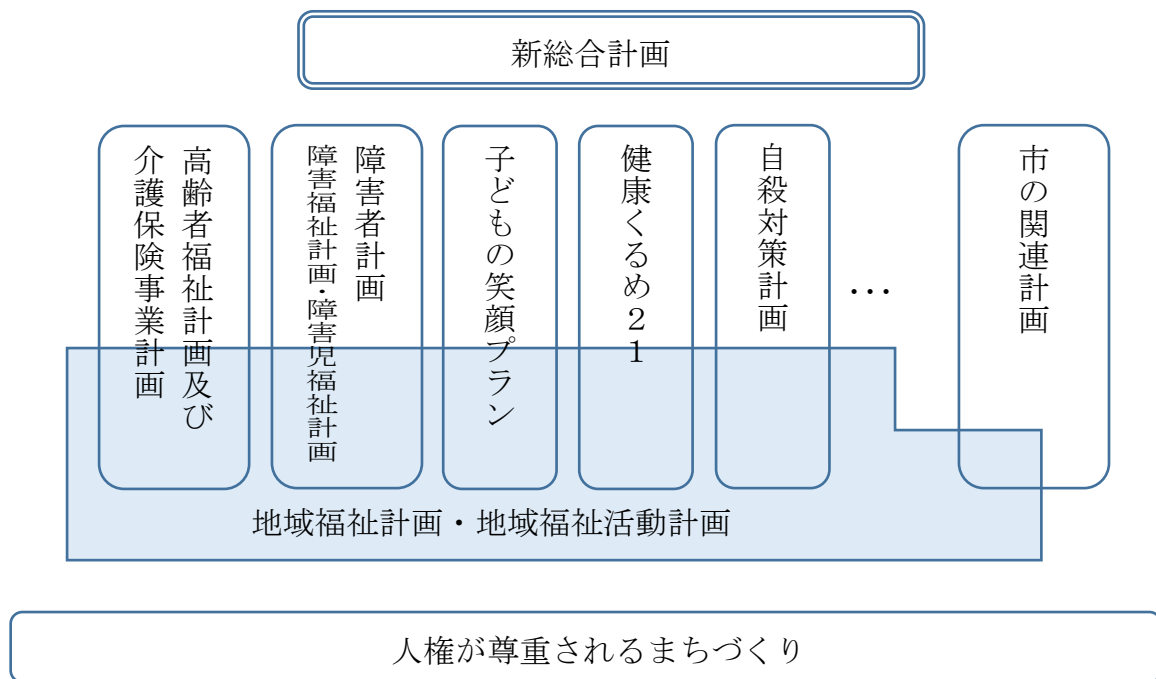
### 2. 計画の位置づけ

#### (1) 法的な位置づけ等

- 地域福祉計画：社会福祉法第107条に規定される市町村地域福祉計画
- 地域福祉活動計画：全国社会福祉協議会が策定を推進する、「住民等による福祉活動」及び「地域福祉計画の実現を支援するための活動」を内容とした市町村社会福祉協議会が策定する計画
- 両計画の目的が共通していることから、これらを一体的なものとし、相互に補完・連携して事業を展開する。

#### (2) 本市の各計画等との関係

- 久留米市新総合計画との関係
  - ・久留米市新総合計画を上位計画とし、「市民一人ひとりが輝く都市 久留米」の実現に寄与する。
- 保健福祉の個別計画、関連する計画との関係
  - ・地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載する計画として位置付ける。
  - ・保健福祉の個別計画、関連する計画と調和を保ちつつ、一体的に展開する。
- 人権の尊重
  - ・市民一人ひとりの人権が尊重され、お互いに支え合える地域づくりを目指すことを、最も大切な視点に据えて計画を策定・推進する。
  - ・久留米市人権教育・啓発基本指針及び指針に基づく実施計画と連携し、各施策を推進する。



### 3. 計画期間

- 久留米市新総合計画と整合を図るため、令和2年度（2020年度）から令和7年度（2025年度）までの6年間とする。
- ただし、社会状況の変化等により、必要に応じて見直しを検討する。

### 4. 計画策定の体制

- 地域住民等と連携した体制
  - ・地域福祉計画推進協議会・地域福祉活動計画推進連絡協議会  
（市民代表、福祉関係者、NPO法人、社会福祉法人、学識経験者等で構成）
  - ・支え合い推進部会（協議会の部会：市民代表、福祉関係者等で構成）
  - ・多機関連携部会（協議会の部会：福祉関係者、行政等で構成）
- 庁内体制等
  - <久留米市>
    - ・地域福祉計画推進会議（副市長及び部長級の職員で構成）
    - ・地域福祉計画推進調整会議（次長級の職員で構成）
  - <久留米市社会福祉協議会>
    - ・理事会及び評議員会

## 第2章 計画策定の背景（成果と課題）

### 1. 本市の状況

#### （1）これまでの地域福祉の取組とその課題等

S30年代～	全国に先駆け、校区社会福祉協議会が組織化
S50年代～	久留米市社会福祉協議会がボランティア活動推進のため各種講座を実施
S60年代～	久留米市社会福祉協議会が「小地域ネットワーク活動」を推進「ふれあいの会」を組織し、民生委員とともに地域福祉を推進
H7年	全27校区（当時）で「ふれあいの会」を組織化
～H31年	久留米広域合併により全46校区（27校区⇒46校区）となる校区社会福祉協議会を46校区（27校区⇒46校区）で組織化「ふれあいの会」を37校区（27校区⇒37校区）で組織化

※上記のほか、小学校区域を超えた多様な主体の活動も多く存在

#### 【主な成果と課題】

- ・高齢者分野の課題に重点を置き、多くのボランティアを組織化してきた。
- ・「小地域ネットワーク活動」は国からも高い評価を受け、全国で同様の活動が展開されている。
- ・一方で、地域福祉活動が全市的に小学校区単位における高齢者中心の取組に偏重している。
- ・小学校区域を超えた多様な主体による様々な活動があるが、全体像の把握や連携が不十分である。

## (2) 第2期・第5次計画の重点施策の達成状況とそこから見える課題等

### ○重点施策1 誰でも集える場づくり

サロンの普及・拡大を図るため、各種団体等へサロン設置の働きかけを行うとともに、サロンサポーター養成講座やサロンサポーターを対象としたスキルアップ研修等を実施し、サロンを支える人材の養成に取り組んだ。

#### 【数値目標の達成状況】

目標項目	基準数値 (H22)	目標数値 (H31)	(参考) (H30実績)
サロンの参加者数	32,019人	43,000人	52,492人 ※H29実績
サロンの箇所数	223箇所	310箇所	301箇所 ※H29実績
サロンの参加者の意識の変化※1	—	80%	69.7%

※1 サロンに参加することにより、友達が増えたと回答する人の割合

※ サロンはふれあい・いきいきサロン、子育てサロン、共生型サロン

#### 【主な成果と課題】

- ・サロンの参加者数、箇所数ともに増加しており、主に高齢者が集える場として機能しているが、今後は多世代・多様な人が集える場を増やしていく必要がある。
- ・サロンアンケート調査では、サロンに参加することにより、外出する回数が増えた人が6割以上、友達の数が増えた人が約7割となっており、健康増進や人間関係の構築等に寄与している。
- ・同調査によるとサロンを通じた交流が相談窓口の1つとして機能している。
- ・引き続き、サロンの普及・拡大やサロンを支援するボランティアの養成を図る必要がある。

## ○重点施策2 「もしも」のときの支え合いの仕組みづくり

「もしも」のときの支え合いの仕組みづくりを進めるため、災害時要援護者名簿（H31.2.8より避難行動要支援者名簿に名称変更）制度の見直しや災害ボランティアセンターの設置運営訓練等に取り組んだ。また、認知症サポーター養成講座や認知症等徘徊模擬訓練の支援、防犯意識の向上に取り組んだ。

### 【数値目標の達成状況】

目標項目	基準数値 (H23)	目標数値 (H31)	(参考) (H30実績)
要援護者名簿 作成開始校区数	17校区	46校区	46校区
要援護者名簿 登録者数	1,923人	8,000人	6,413人
要援護者名簿 登録率	8.55%	20%	49.86%
名簿を活用した 防災訓練実施校区数	—	46校区	44校区

### 【主な成果と課題】

- ・実効性の高い名簿制度に見直し、登録率が向上している。
- ・名簿を活用した図上訓練等が多くの校区で実施されており、今後は、法改正の趣旨を踏まえ、個別の避難支援計画を充実させていく必要がある。
- ・図上訓練や災害ボランティアセンター設置運営訓練等を通し、地域住民や避難支援等関係者、支援関係機関や関係団体等との更なる連携強化を図る必要がある。
- ・災害（支援）や防犯に関する情報が必要な人に届く、また、災害時に支援を求める声が地域や支援関係機関等に届く関係づくりが必要である。

### ○重点施策3 身近な相談窓口の仕組みづくり

障害者基幹相談支援センターやこども子育てサポートセンター、生活自立支援センター、成年後見センター等、新たな相談窓口の設置やふれあい福祉相談員等のスキルアップにより、様々な相談に対応できる体制づくりを進めた。

#### 【数値目標の達成状況】

目標項目	基準数値 (H23)	目標数値 (H31)	(参考) (H30実績)
地域包括支援センター等 <sup>※1</sup> の相談件数	31,398件	35,000件以上	38,728件 ※H29実績
市民の意識の変化 <sup>※2</sup>	56.6%	40%	

※1 地域包括支援センター、障害者地域活動支援センター、子育て支援センター、地区担当保健師

※2 福祉サービス利用時に不都合を感じたこととして「福祉サービスに関する情報が入手しづらかった」と回答する人の割合

#### 【主な成果と課題】

- ・継続して地域住民等から専門職への情報連携が行われている。
- ・今後、複雑化、多様化する相談に対応するためには、相談員のスキルアップ、関係機関間の連携の強化が必要である。
- ・自ら支援を求めることができない人や相談窓口がない、または、分からない人への支援等、複合的な課題や制度の狭間の課題への対応も必要である。



### (3) 新たに始まった地域福祉の取組とその課題等

- 福祉制度の充実とあわせて地域づくりの必要性が提起されてきたが、制度の充実が先行し、従前の地域福祉を踏襲する中で、当事者と地域とが乖離する場面も生じてきた。
- 高齢者人口の増加・生産年齢人口の減少、単身世帯・高齢者のみ世帯の増加などの社会構造の変化が顕在化し、高齢者の生活支援等のニーズが増加する一方で、施設や専門職中心の福祉制度だけで支えることが困難になってきた。
- これを受け、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援サービスが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が推進されることとなった。
- 当事者の日頃の困りごとを支援することのほか、当事者と地域との関係性を地域づくりの中で再構築することも目指し、平成28年(2016年)から、小学校区毎に支え合い推進会議の設置を推進している。
- 支え合い推進会議では、地域生活課題の把握等に向けた協議など、地域福祉活動の充実や新たな活動の創出に向けた取組に着手している。

(参考) 支え合い推進会議の設置状況

H28	H29	H30	H31
9 校区	18 校区	28 校区	35 校区 (予定)

#### 【主な成果と課題】

- ・地域福祉分野における既存の活動の充実や新たな活動の創出に向けた取組が始まった。
- ・地域ケア会議と支え合い推進会議の連携が不足している。
- ・支え合い推進会議への多様な主体の参画が不足している。
- ・支え合い推進会議では、高齢者分野の協議は進んでいるが、今後は、障害者、子ども、生活困窮者、保健等、高齢者以外の分野の協議も必要である。

### (4) 市民の意識や課題認識の状況

- 各種アンケートより
  - ⇒地域づくりの基盤が弱体化している。
  - ・住みやすいと感じている市民は80%強で、5年前と大きな変動はない。
  - ・近所との付き合いがないと感じている人が増加している。
  - ・市民活動への参加頻度は低下傾向にあり、全く参加しない人の割合も増えている。

### ○ヒアリングより

⇒きめ細かな取組が求められている。

- ・同じ経験をしている人や近所でない人でないと悩みごと等は話しづらい。
- ・解決する場所ではなく、悩みや愚痴を吐き出す場所が必要である。
- ・情報が入らないことが孤立につながるが、情報が多すぎて悩む人も多い。
- ・家族や周囲の人への支援も必要である。
- ・活動場所や相談窓口に出て来ることができない人へのアプローチが必要である。
- ・担い手や後継者の不足、ボランティアの高齢化が課題である。

### ○ワークショップより

⇒包括的な取組が求められている。

- ・笑顔があふれる住民みんなが顔見知りのまちが理想である。
- ・誰もが気軽に集い、交流・意見交換ができる場所が必要である。
- ・障害があっても高齢になっても子どもでも安心して暮らせるよう理解が必要である。
- ・防災意識が高く、災害に強い地域をつくる必要がある。
- ・家族や親族が隠すため、隣近所であっても世帯の状況が分からない。

## (5) 第3期・第6次計画で取組むべき方向性

(1) から (4) までを踏まえ、第3期・第6次計画で取組むべき方向性は次のとおり。

- ・小学校区域における活動の多様な主体との連携による一層の促進
- ・多様な主体による小学校区域を超えた様々な活動の推進・連携
- ・誰でも集える場の拡充
- ・避難支援等関係者や支援関係機関と連携した避難行動要支援者の個別計画の充実
- ・専門職のスキルアップと関係機関間の連携強化、専門職と地域住民の連携
- ・校区を超えた相談や当事者間で相談できる場、家族支援の場の拡充
- ・受け手側に合わせた情報提供やアウトリーチによる課題の発掘及び支援
- ・「お互い様」のような地域力の強化
- ・福祉に関する理解の促進及び生涯を通じた地域との関係づくり

## 2. 社会状況の変化と「地域共生社会の実現」

○我が国では、地域の相互扶助や家族同士の助け合いなど、地域・家庭・職場といった人々の生活の様々な場面において、支え合いの機能が存在していた。

○社会保障制度は、社会の様々な変化が生じる過程において、地域や家庭が果たしてきた役割の一部を代替する必要性が高まったことに対応して、対象者ごと（分野ごと）に、また、生活に必要な機能ごとに充実し、より細かいニーズに対応してきた。

- 高齢化や人口減少が進み、人と人とのつながりが弱まる中、これらを再構築することで、誰もが役割を持ち、支え合い、孤立せずにその人らしい生活を送ることができる社会の構築が必要となっている。
- また、多くの地域社会で社会経済の担い手が減少し、耕作放棄地や、空き家、商店街の空き店舗などの課題が顕在化する中にある場合は、分野の領域を超えてつながり、地域社会全体を支えていくことが、これまでも増して重要となっている。
- 対象者別・機能別に整備された公的支援についても、様々な分野の課題が絡み合って複雑化したり、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とするといった状況がみられ、対応が困難なケースが顕在化している。
- また、2025年以降の「高齢者の急増」から「現役世代の急減」への局面の変化を目前に、これまで進めてきた給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保も図りつつ、現役世代の人口が急減する中での社会の活力維持向上、労働力の制約が強まる中での医療・介護サービスの確保に取り組む必要がある。
- このような社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現が必要である。

### 3. 国の対応状況等

#### (1) 国の動き等

社会状況の変化等を見据えた国の動き等は次のとおり。

- 誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現  
ー新たな時代に対応した福祉の提供ビジョンー  
【平成27年(2015年)9月17日新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム】  
・全世代・全対象型地域包括支援の必要性について言及
- ニッポン一億総活躍プラン【平成28年(2016年)6月2日閣議決定】
- 「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)  
【平成29年(2017年)2月7日「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定】
- 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について  
【平成29年(2017年)12月12日厚生労働省3局長通知】

○改正社会福祉法【平成30年（2018年）4月1日施行】

○福岡県地域福祉支援計画【平成31年（2019年）2月策定】

(2) 改正社会福祉法における地域福祉推進の内容

改正社会福祉法の概要は次のとおり。

○地域福祉の推進とは、地域住民等が、支援関係機関との連携により、地域生活課題を把握し、解決を試みること（第4条第2項）

○その具体策としての包括的支援体制整備（第106条の3第1項）

(1) 「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備（第1号）

(2) 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備（第2号）

(3) 多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築（第3号）

○市町村地域福祉計画の記載事項を次のように充実（第107条第1項）

<計画に記載すべき事項>

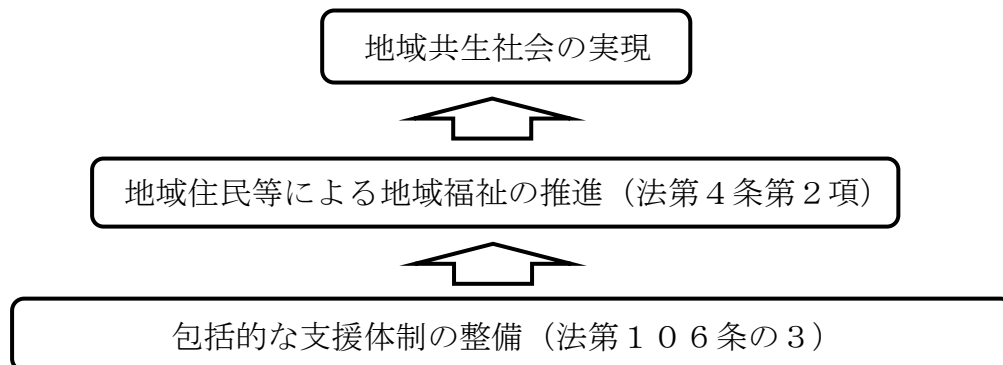
① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項（第1号）【追加】

② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項（第2号）

③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項（第3号）

④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項（第4号）

⑤ 包括的支援体制整備を実施する場合には、その事業に関する事項（第5号）【追加】



## 第3章 基本理念等

### 1. 基本理念

#### 基本理念

#### 「こころ」あふれる支え合いのまち くるめ

- 『「こころ」あふれる支え合いのまち』と『地域共生社会』の概念は、本質的に同じものであるため、これまでの基本理念を引き継ぐ。

### 2. 基本的な方向性

- 地域共生社会の実現に向けて、地域福祉を推進する。
- その実現に資するため、地域包括ケアシステムを全世代・全対象に適用することを念頭に、地域ケア会議と支え合い推進会議の関係を参考として、包括的な支援体制を整備する。

### 3. 取組の方向性

#### (1) 人と人とのつながり（ソーシャル・キャピタル）の醸成

##### 【我が事の地域づくり】

- 地域住民等による地域福祉の推進に資するため、「お互い様」の意識の醸成や、福祉教育の積極的な展開、関係性の再構築等に取り組む。

#### (2) ありのままを受け止め、寄り添うことができる地域住民等の育成

##### 【丸ごとの地域づくり】

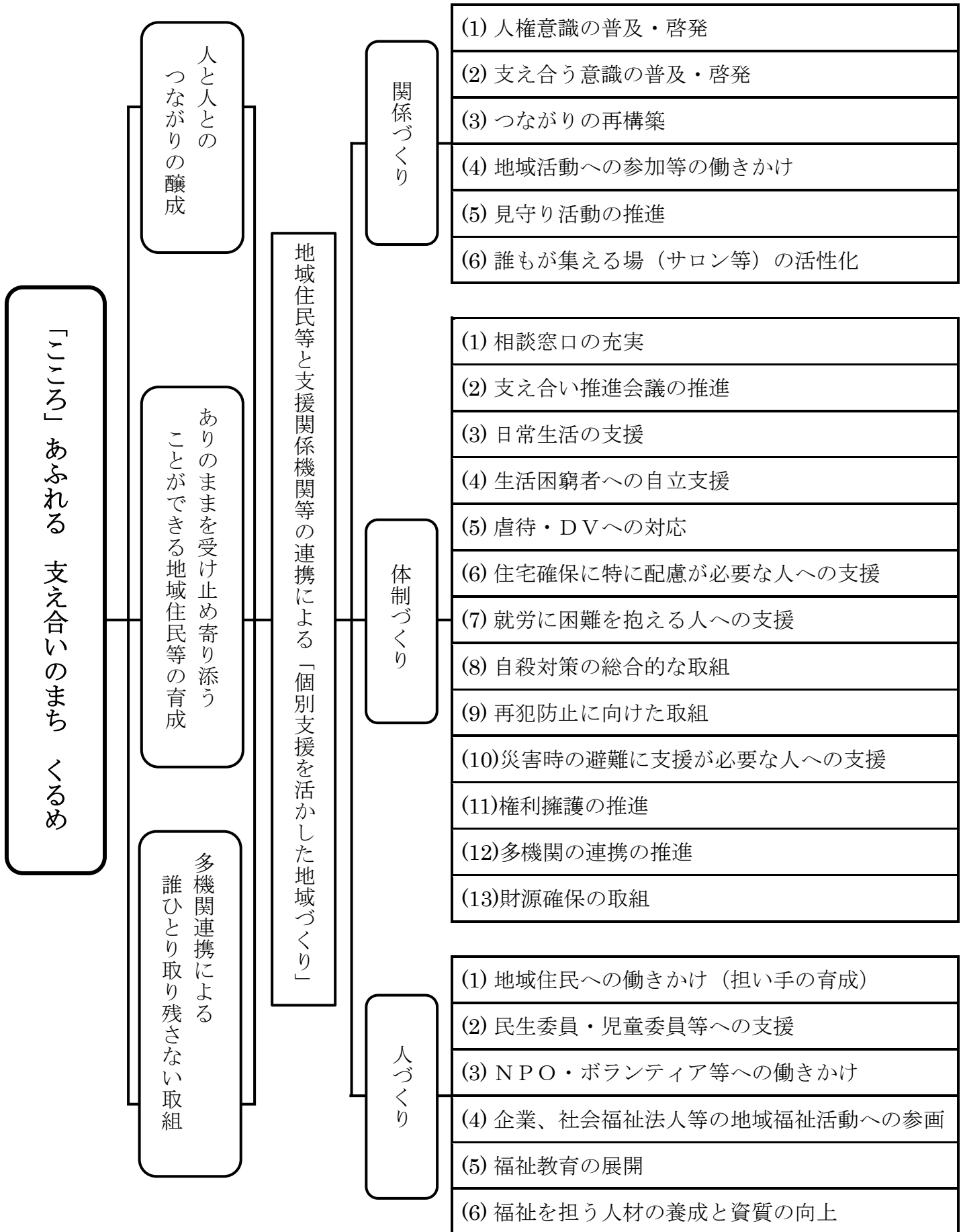
- 他の地域住民が抱える困りごとを丸ごと受け止める体制を構築するため、地域住民の課題解決力の強化、受援力の強化、支援関係機関との連携強化等に取り組む。

#### (3) 多機関連携による誰ひとり取り残さない取組

##### 【多機関の連携】

- あらゆる地域住民の地域生活課題の解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備するため、支援関係機関等の連携強化に取り組む。

第4章 目標達成のための取組



## 第5章 計画の推進と進行管理

### 1. 計画の推進体制

- 市民、市民公益活動団体、地域コミュニティ組織、民生委員・児童委員、社会福祉法人、その他の関係機関等と協働し、計画を推進する。

### 2. 計画の進行管理

- 久留米市地域福祉計画推進協議会・久留米市地域福祉活動計画推進連絡協議会の提言等を踏まえ、庁内体制等による点検・評価を実施する。